

令和 8 年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項

福島県教育委員会

受付期間	・電子申請 令和7年4月23日(水)～令和7年5月19日(月) ・書類郵送 令和7年4月23日(水)～令和7年5月22日(木) 5月22日の当日消印有効 ※ 電子申請後、書類郵送が必要です。
第一次選考試験	令和7年7月12日(土)、13日(日)
第二次選考試験	令和7年9月6日(土)、7日(日)
※ 試験期日や内容等に変更がある場合には、福島県教育委員会のウェブページでお知らせします。 (アドレス https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/)	

- ◆ 福島県では、急激な社会の変化の中で、「自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる児童生徒」を育成するために、学びの変革^{※1}を実現できる次のような教員を求めています。

- 「福島らしさ」^{※2}をいかした多様性を力に変える教育と、福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を実践する教員
- 高い倫理観と教育に対する情熱・使命感を持ち、児童生徒に伴走しながら学び続ける教員
- 心身共に健康で、自らの強みや指導力をいかし、チームとして多様化・複雑化する教育ニーズに対応する教員

※1 学びの変革とは

(第7次福島県総合教育計画より)

- 全ての子どもに必要な力を育成するため、一方通行の画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革すること

※2 「福島らしさ」とは

- 「はま・なか・あいづ」に代表される広い県土だからこそその多様性、それぞれの地域の文化と歴史、豊かな自然環境といった独自性
- 人と人との触れ合いや支え合いの精神など、人々の温かさや絆が息づいている県民性
- 東日本大震災及び原子力災害によって他の地域よりも複雑で多くの課題を抱える中で、地域の人々が手を取り合って果敢に挑戦を続けていること

1 目的

本試験は、令和8年度福島県公立学校教員採用候補者を選考するために実施します。

2 募集する校種等、教科(科目等)、採用予定者数及び選考区分

(1) 募集する校種等、教科(科目等)及び採用予定者数

校種等	教 科 (科目等)	採用予定者数
小学校教諭		300名程度
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	250名程度
高等学校教諭	国語、地理歴史(世界史、日本史、地理)、公民(倫理、政治・経済)、数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、英語、家庭、情報、農業(作物・園芸、農業土木、食品科学、畜産)、工業(機械、電気・電子、建築・土木、工業化学)、商業、水産(海洋)	55名程度
特別支援学校教諭	小学部、中学部(中学校教諭と同一教科)、高等部(高等学校教諭と同一教科・科目。ただし、水産(海洋)を除く。)	40名程度
養護教諭		20名程度

(注1) 採用予定者数には、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考による採用予定者数を含みます。特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳによる採用予定者数(若干名)は別枠とします。

(注2) 小学校教諭、中学校教諭の採用予定者数には、市町村立の特別支援学校における採用予定者数を含みます。

(注3) 高等学校及び特別支援学校高等部の地理歴史、公民、理科、農業、工業及び水産(高等学校のみに限る。)については、それぞれ()に示した科目等ごとに選考します。

(注4) 日本国籍を有しない者が名簿登載された場合は、任用の期限を付さない講師(常勤)に任用します。

(注5) 特別選考Ⅲ、特別選考Ⅳ、大学推薦特別選考及び大学3年生等特別選考において募集する校種等及び教科(科目等)については、別に定めます。

(2) 選考区分と募集する校種等及び教科(科目等)

選考区分	募集する校種等及び教科(科目等)
一 般 選 考	「(1) 募集する校種等、教科(科目等)及び採用予定者数」で示した校種等及び教科(科目等)
特 別 選 考 I (教職経験者特別選考)	
特 別 選 考 II (臨時的任用職員等経験者特別選考)	
特 別 選 考 III (スポーツ・芸術等特別選考)	高等学校教諭における次の分野 ア スポーツ分野：カヌー イ 芸術分野：演劇
特 別 選 考 IV (社会人経験等特別選考)	次の校種における次の教科(科目等) ア 高等学校教諭 情報、農業(食品科学) イ 特別支援学校教諭 高等部 情報
大学推薦特別選考	「令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験 大学推薦特別選考実施要項」による
大学3年生等特別選考	次の校種における次の教科(科目等) ア 小学校教諭 イ 中学校教諭 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 ウ 高等学校教諭 国語、地理歴史(世界史、日本史、地理)、公民(倫理、政治・経済)、 数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、英語、 家庭、情報、農業(作物・園芸、農業土木、食品科学、畜産)、 工業(機械、電気・電子、建築・土木、工業化学)、商業、 水産(海洋) エ 特別支援学校教諭 小学部 オ 特別支援学校教諭 中学部 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語 カ 特別支援学校教諭 高等部 国語、地理歴史(世界史、日本史、地理)、公民(倫理、政治・経済)、 数学、理科(物理、化学、生物、地学)、保健体育、音楽、美術、英語、 家庭、情報、農業(作物・園芸、農業土木、食品科学、畜産)、 工業(機械、電気・電子、建築・土木、工業化学)、商業 キ 養護教諭

3 選考区分、受験資格及び選考方法

(1) 全選考区分共通受験資格

すべての選考区分において、「5 (2) 併願出願」の場合を除き、いずれか一つの校種等及び教科(科目等)に限って受験することができます。

選考区分	受験資格														
全選考区分共通	次のア～ウの要件をすべて満たす者 ア 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない者 イ 昭和41年4月2日以降に生まれた者(令和8年4月1日現在の年齢が60歳未満の者) ウ 校種等に応じ、下表に掲げる教員免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者 <table border="1"> <tr> <th>校種等</th><th>必要とする教員免許状</th></tr> <tr> <td>小学校教諭</td><td>小学校教諭普通免許状</td></tr> <tr> <td>中学校教諭</td><td>中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)</td></tr> <tr> <td>高等学校教諭</td><td>高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * 水産(海洋)については、「商船」又は「水産」の免許状を有すること。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特別支援学校教諭</td><td>小学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 小学校教諭普通免許状</td></tr> <tr> <td>中学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)</td></tr> <tr> <td>高等部 次の(ア)、(イ)のいずれかの教員免許状 (ア) 特別支援学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) (イ) 高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * (イ)に該当する場合は、採用後できるだけ早い時期に、<u>特別支援学校教諭普通免許状を取得することを条件とする。</u></td></tr> <tr> <td>養護教諭</td><td>養護教諭普通免許状</td></tr> </table> (注1) 次の場合は、令和8年度選考試験(令和7年度実施)においては教員免許状取得見込みとみなしません。 ① 令和7年度教員資格認定試験を受験し、免許状を取得しようとする場合 ② 令和7年度に実施される保健師国家試験を受験し、養護教諭免許状を取得しようとする場合 (注2) 虚偽の申告があった場合又は必要とする教員免許状が令和8年3月31日までに取得できなければ、登載名簿から削除されます。 (注3) 免許更新手続きについて 教育職員免許法の改正により、施行日(令和4年7月1日)時点で有効な免許状(休眠状態の者を含む。)は手続きなく有効期限のない免許状となっております。しかし、施行日前に有効期限又は修了確認期限を超過して「失効」した免許状では教職に就くことができませんので、十分に注意してください。 なお、失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続きを行うことで、有効期限のない免許状の授与を受けることができます。 (注4) 高等学校の「社会」の免許状所有者は、地理歴史又は公民のいずれか1教科に出願できます。	校種等	必要とする教員免許状	小学校教諭	小学校教諭普通免許状	中学校教諭	中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)	高等学校教諭	高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * 水産(海洋)については、「商船」又は「水産」の免許状を有すること。	特別支援学校教諭	小学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 小学校教諭普通免許状	中学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)	高等部 次の(ア)、(イ)のいずれかの教員免許状 (ア) 特別支援学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) (イ) 高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * (イ)に該当する場合は、採用後できるだけ早い時期に、 <u>特別支援学校教諭普通免許状を取得することを条件とする。</u>	養護教諭	養護教諭普通免許状
校種等	必要とする教員免許状														
小学校教諭	小学校教諭普通免許状														
中学校教諭	中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)														
高等学校教諭	高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * 水産(海洋)については、「商船」又は「水産」の免許状を有すること。														
特別支援学校教諭	小学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 小学校教諭普通免許状														
	中学部 特別支援学校教諭普通免許状及び 中学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)														
	高等部 次の(ア)、(イ)のいずれかの教員免許状 (ア) 特別支援学校教諭普通免許状及び高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) (イ) 高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状) * (イ)に該当する場合は、採用後できるだけ早い時期に、 <u>特別支援学校教諭普通免許状を取得することを条件とする。</u>														
養護教諭	養護教諭普通免許状														

(2) 選考区分別受験資格及び選考方法

選考区分	受験資格及び選考方法	
一般選考	受験資格	「(1)全選考区分共通受験資格」に示した受験資格をすべて有する者
	選考方法	ア 第一次選考試験 出願書類審査、筆答試験、実技試験(中学校の音楽、美術、技術、高等学校の音楽、美術及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 イ 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。
特別選考Ⅰ (教職経験者 特別選考)	受験資格	次のア、イの要件をすべて満たす者 ア 「(1)全選考区分共通受験資格」に示した受験資格をすべて有する者 イ 教諭や養護教諭(任期付又は臨時的任用によらない採用者)として現職にあり、令和7年4月1日現在継続して2年以上の教職経験がある者、又は教諭や養護教諭(任期付又は臨時的任用によらない採用者)として過去に継続して2年以上の教職経験がある者 ＊ 幼稚園での教諭経験は除く。
	選考方法	ア 第一次選考試験 第一次選考試験の受験を免除します。 イ 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。
特別選考Ⅱ (臨時的任用職員等 経験者特別選考)	受験資格	次のア、イの要件をすべて満たす者 ア 「(1)全選考区分共通受験資格」に示した受験資格をすべて有する者 イ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校において、任期付職員、臨時的任用職員又は特定会計年度任用職員(非常勤講師)として直近の3年度間(令和4年4月1日～令和7年3月31日)に、通算15ヶ月以上の教職経験がある者 ＊ 任期付職員、臨時的任用職員の教職経験については、1日でも勤務した月は1ヶ月とみなし、特定会計年度任用職員(非常勤講師)の教職経験については、週3日以上(1日の勤務時間は問わない。)任用されていることを条件としてそれぞれ通算できる。 ＊ 「教職経験」として通算できる職種は、教諭、常勤講師、非常勤講師とし、実習助手、学習支援員等は含まないものとする。なお、養護教諭を志願する者は、養護助教諭として勤務した期間のみ通算することができる。
	選考方法	ア 第一次選考試験 出願書類審査、筆答試験(教職教養試験を除く。)、実技試験(中学校の音楽、美術、技術、高等学校の音楽、美術及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 イ 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

特別選考Ⅲ（スポーツ・芸術等特別選考）	ア スポーツ分野 （カヌー）	受験資格	高等学校教諭に志願し、次の（ア）、（イ）の要件をすべて満たす者 （ア）「（１）全選考区分共通受験資格 ア、イ」に示した受験資格をすべて有する者 （イ） 国際規模の大会（オリンピック、世界選手権、アジア選手権大会及びこれらに準じる国際大会）に出場した者又は全国規模の大会（国民スポーツ大会、全日本選手権大会及びこれに準じる全国大会）でベスト８以上の成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する者 ＊ 高等学校教諭普通免許状を有しない場合でも、出願することができる。 ただし、選考の結果採用内定となった者は、令和７年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状^{※３}の交付を受けなければならない。
		選考方法	（ア） 事前審査 出願書類により受験資格を審査します。 なお、高等学校教諭普通免許状（志願する教科の免許状）を有する者に限り、特別選考Ⅲの対象とならなかった場合でも、一般選考の第一次選考試験を受験することができます。（希望する場合、志願書に必要事項を記入してください。） （イ） 第一次選考試験 出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 （ウ） 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。
	イ 芸術分野 （演劇）	受験資格	高等学校教諭に志願し、次の（ア）、（イ）の要件をすべて満たす者 （ア）「（１）全選考区分共通受験資格 ア、イ」に示した受験資格をすべて有する者 （イ） 国際レベルのコンクール等に日本代表若しくはこれに準じる資格により出場した者、全国レベルのコンクール等において入賞以上の成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績（経験）を有する者 なお、学校における教育課程に位置づけられた活動として、演劇のワークショップ等を通じた表現教育やコミュニケーション教育に継続的に取り組み、上記の指導育成の実績（経験）を有する者も含まれます。 ＊ 高等学校教諭普通免許状を有しない場合でも、出願することができる。 ただし、選考の結果採用内定となった者は、令和７年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状^{※３}の交付を受けなければならない。
		選考方法	（ア） 事前審査 出願書類により受験資格を審査します。 なお、高等学校教諭普通免許状（志願する教科の免許状）を有する者に限り、特別選考Ⅲの対象とならなかった場合でも、一般選考の第一次選考試験を受験することができます。（希望する場合、志願書に必要事項を記入してください。） （イ） 第一次選考試験 出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 （ウ） 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

特別選考Ⅳ (社会人経験等 特別選考)	受験資格	ア 情報 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部に志願し、次の(ア)～(ウ)の要件をすべて満たす者 (ア) 「(1)全選考区分共通受験資格 ア、イ」に示した受験資格をすべて有する者 (イ) 次の①、②のいずれかの社会経験を有する者 ① 民間企業、官公庁、研究機関等においてＩＣＴ専門職もしくはこれに準じる職種に従事し、常勤で継続して２年以上勤務した経験のある者 ② 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、大学・短大、専門学校等の教員として、情報分野の指導やＩＣＴの活用・普及に従事し、常勤で継続して２年以上勤務した経験のある者 (ウ) 独立行政法人情報処理推進機構が行う、次の①～④のいずれかの「情報処理技術者試験」に合格している者 ① 基本情報技術者試験 ② 情報セキュリティマネジメント試験 ③ 応用情報技術者試験 ④ 情報処理技術者試験要綱の試験区分にもとづく高度試験 イ 農業（食品科学） 高等学校教諭に志願し、次の(ア)～(ウ)の要件をすべて満たす者 (ア) 「(1)全選考区分共通受験資格 ア、イ」に示した受験資格をすべて有する者 (イ) 次の①、②のいずれかの社会経験を有する者 ① 民間企業、官公庁、研究機関等における勤務経験が、常勤で継続して３年以上あり、その勤務経験により農業(食品科学)に関する専門的知識・経験または技能を有する者 ② 小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、大学・短大、専門学校等の教員として、農業(食品科学)分野の指導や普及に従事し、常勤で継続して３年以上勤務した経験のある者 (ウ) 食品衛生管理者の資格を有する者 ＊ 高等学校教諭普通免許状を有しない場合でも、出願することができる。 ただし、選考の結果採用内定となった者は、令和７年度末までに福島県教育委員会により、特別免許状^{※3}の交付を受けなければならない。
	選考方法	ア 事前審査 出願書類により受験資格を審査します。 なお、高等学校教諭普通免許状(志願する教科の免許状)を有する者に限り、特別選考Ⅳの対象とならなかった場合でも、一般選考の第一次選考試験を受験することができます。<u>(希望する場合、志願書に必要事項を記入してください。)</u> イ 第一次選考試験 出願書類審査及び個人面接によるものとし、これらについて経験と実績を重視した上で、一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 ウ 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。

大学推薦 特別選考	受験資格	次のア～ウの要件をすべて満たし、大学等から推薦を受けた者 ア 「(1)全選考区分共通受験資格」に示した受験資格をすべて有する者 イ 福島県の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭になることを第一志望とし、福島県が求める教員像にふさわしい資質と能力を有する者 ウ 学業成績が優秀で、大学内外の諸活動の実績が顕著である者 ＊ 詳細は、別紙「令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験 大学推薦特別選考実施要項」による。
	選考方法	ア 第一次選考試験 出願書類審査、筆答試験(教職教養試験を除く。)、実技試験(中学校の音楽、美術、技術、高等学校の音楽、美術及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 イ 第二次選考試験 出願書類審査、模擬授業、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。
大学3年生等 特別選考	受験資格	次のア～エの要件をすべて満たす者 ア 「(1)全選考区分共通受験資格 ア、イ」に示した受験資格をすべて有する者 イ 福島県公立学校教員として令和9年度の採用を希望する者 ウ 現在大学3年生等 ^{※4} で、令和9年3月31日までに卒業見込みの者 エ 受験する校種等及び教科(科目等)の教員免許状を令和9年3月31日までに取得見込みの者
	選考方法	ア 第一次選考試験(令和8年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験) 出願書類審査、筆答試験、実技試験(中学校の音楽、美術、技術、高等学校の音楽、美術及び特別支援学校受験者のうちこれらに該当する者)によるものとし、これらについて一定の基準を満たした者を「選考通過者」とします。 ＊ 出願に際して、併願及び加点の申請はできない。 イ 第二次選考試験(令和9年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験) 出願書類審査、模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接及び身体検査の結果によるものとし、これらについて一定の基準を満たす受験者の中から総合的に選考します。 ＊ 令和9年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験において、改めて出願手続きを行う。

※3 特別免許状とは、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に迎え入れ、学校教育の活性化を図る観点から設けられた特別免許状制度に基づき、各都道府県教育委員会が授与する教員免許状であり、その都道府県においてのみ効力を有します。

特別免許状の交付を受けるためには、各都道府県教育委員会の推薦及び教育職員検定の合格が必要となります。

詳細は、福島県教育庁高校教育課 教員採用担当 までお問い合わせください。(電話 024-521-7770)

※4 大学3年生等とは、大学、大学院、短期大学、専門学校[※]の最終年次の1年前の年次とします。ただし、科目等履修生は含みません。

4 障がいのある志願者への合理的配慮の提供

「3 選考区分、受験資格及び選考方法」に示した受験資格のいずれかに該当する志願者の中で、障がいの有ることを証明する「身体障害者手帳」等を所有し、障がいの状態等に応じた「問題や解答用紙の拡大」、「手話通訳者の配置」等の合理的配慮の提供を必要とする者は、「志願書」及び「障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書」(所定用紙③)に必要事項を記入の上、「身体障害者手帳」等の写しを添えて出願してください。

障がいの状態やこれまで受けてきた支援の内容を勘案し、合理的配慮の提供を個別に決定します。

5 選考方法及び出願の特例

(1) 第一次選考試験免除

令和7年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験(令和6年度実施)の第一次選考試験を受験し、次の①～③のいずれかに該当する者については、令和7年度選考試験(令和6年度実施)と同一の校種等及び教科(科目等)を志願する場合、第一次選考試験の受験を免除します。その際の選考区分については一般選考で出願し、志願書作成の際に申し出てください。

- ① 令和7年度選考試験(令和6年度実施)の第一次選考試験に合格して、第二次選考試験を有効に受験し名簿登載にならなかった受験者(採用辞退者を除く。)
- ② 令和7年度選考試験(令和6年度実施)の第一次選考試験において、大学3年生等特別選考で受験し「選考通過者」となった受験者
- ③ 令和7年度選考試験(令和6年度実施)の第一次選考試験において、高等学校及び特別支援学校の「特別選考Ⅱ」で受験し第一次選考試験の免除を通知された受験者

(2) 併願出願

次のア～ウのいずれかの組合せで併願出願ができます。併願を希望する者は、志願書に必要事項を記入して申し出てください。ただし、併願出願ができるのは、第一志望及び第二志望の両方の受験資格を有する者に限ります。

なお、特別選考Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ及び大学3年生等特別選考で出願する者は、併願出願はできません。

校種の組合せ		受験資格及び選考方法	
ア 対象教科(国語、数学、英語)における 中学校出願者による 高等学校併願 又は 高等学校出願者による 中学校併願	受験資格	対象教科における中学校、高等学校の普通免許状を有する者又は取得見込みの者	
	選考方法	(ア) 出願方法 対象教科で、同一教科を受験する場合に限り、出願する校種を「第一志望」、併願する校種を「第二志望」とすることができます。 (イ) 第一次選考試験 第一志望の校種・教科で受験します。 第一志望の校種・教科で、第二次選考試験受験対象者とならない場合に、第二志望で再度選考を行い、第二次選考試験受験対象者とする場合があります。 (ウ) 第二次選考試験 第二次選考試験では、第一次選考試験で通過した校種・教科(国語、数学、英語)の受験者として選考し、合格した場合は当該校種・教科(国語、数学、英語)による名簿登載者となります。 * 採用後は原則として、採用された校種において異動することとなる。	
イ 中学校出願者による 小学校併願	受験資格	小学校の普通免許状を有する者又は取得見込みの者	
	選考方法	(ア) 出願方法 出願する中学校・教科を「第一志望」、併願する小学校を「第二志望」とすることができます。 (イ) 第一次選考試験 第一志望の中学校・教科に加えて、小学校の教科試験(国語、算数)を受験します。 中学校・教科、小学校のそれぞれで合否判定を行うこととし、合否の取扱いは次のとおりとします。 ① 中学校及び小学校で合格した場合、第二次選考試験は中学校、小学校、それぞれ受験する。 ② 中学校が不合格、小学校が合格した場合、第二次選考試験は小学校で受験する。	

		(ウ) 第二次選考試験 合否判定、合否の取扱いは次のとおりとします。 ①の場合 ・ 中学校で不合格になった者は、小学校受験者として再度選考され、小学校で合格した場合は小学校教諭の名簿登載者となる。 ②の場合 ・ 小学校受験者として選考され、合格した場合は小学校教諭の名簿登載者となる。
ウ 高等学校、特別支援学校高等部出願者による教科「情報」併願	受験資格	教科「情報」の普通免許状を有する者又は取得見込みの者
	選考方法	(ア) 出願方法 出願する高等学校及び特別支援学校高等部・教科(科目等)を「第一志望」、併願する教科「情報」を「第二志望」とすることができます。 (イ) 第一次選考試験 第一志望の校種・教科(科目等)に加えて、教科「情報」の教科試験を受験します。 第一志望の校種・教科(科目等)で、第二次選考試験受験対象者とならない場合に、第二志望の教科「情報」で再度選考を行い、第二次選考試験受験対象者とする場合があります。 (ウ) 第二次選考試験 教科「情報」の受験者として選考し、合格した場合は教科「情報」による名簿登載者となります。

(3) 地域採用枠出願

小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭及び養護教諭の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考において、「奥会津（中山間地域を含む）採用枠」及び「相双採用枠」を設定します。志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、どちらか1つの地域採用枠のみ希望することができます。

地域採用枠	校種等	勤務地区又は配置校
奥会津（中山間地域を含む）採用枠	小学校教諭 中学校教諭 養護教諭	南会津西部【南会津町(舘岩、南郷、伊南)、只見町、檜枝岐村】 両沼西部【三島町、金山町、昭和村】
	高等学校教諭	川口高等学校、南会津高等学校、只見高等学校 猪苗代高等学校、西会津高等学校
相双採用枠	小学校教諭 中学校教諭 養護教諭	相馬【新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村】 双葉【浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、楡葉町、広野町】
	高等学校教諭	ふたば未来学園高等学校、相馬高等学校、相馬総合高等学校、 原町高等学校、相馬農業高等学校、小高産業技術高等学校

* 採用後は、同地区に10年程度勤務することとなる。

ア 募集する校種等及び教科（科目等）

小学校教諭

中学校教諭：各選考区分で募集する教科

高等学校教諭：各選考区分で募集する教科（科目等）

ただし、奥会津採用枠では工業及び水産、相双採用枠では水産を除きます。

養護教諭

イ 選考方法

一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考の選考区分の受験者と同様の試験を行います。

- * 第一次選考試験を地域採用枠で受験し、第二次選考試験受験対象者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は、一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の第二次選考試験受験対象者となる。
- * なお、第二次選考試験において地域採用枠での採用候補者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は名簿登載者となる。

(4) 特別支援学級枠

小学校教諭の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考において、「特別支援学級枠」を設定します。小学校普通免許状に加え、特別支援学校教諭普通免許状を取得している、又は取得見込みの者は、志願書に必要事項を記入して申し出ることにより、希望することができます。

ただし、「5(3) 地域採用枠」との併願はできません。

配置における概要	- 採用後は、小学校において特別支援学級又は通級指導教室を担当し、校内の特別支援教育を推進する役割を担うことになります。 ただし、<u>初任者研修及び2年次教員フォローアップ研修を終えた後</u>とします。 - 採用後は、特別支援学級又は通級指導教室を有する学校間の異動を基本とします。
----------	--

ア 選考方法

小学校教諭の一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ及び大学推薦特別選考の選考区分の受験者と同様の試験を行います。

- * 第一次選考試験を特別支援学級枠で受験し、第二次選考試験受験対象者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は、一般選考、特別選考Ⅰ、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考の第二次選考試験受験対象者となる。
- * なお、第二次選考試験において特別支援学級枠での採用候補者とならない場合でも、一定の基準を満たす者は名簿登載者となる。

(5) 加点制度

下記のアの①～⑧に該当する者で加点を希望する者は、志願書に必要事項を記入するとともに、イに示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点への加点を申請することができます。ただし、第一次選考試験がすべて免除となる選考区分に出願する者は加点申請することができません。

ア 加点要件、対象となる校種、加点される点数

加点要件		対象となる校種、加点される点数					
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部
①	実用英語技能検定2級以上、TOEFL iBT 42点以上、TOEIC L&R スコア(1倍)・TOEIC S&W スコア(2.5倍)の合算1150以上のいずれかを取得している者	6			6		
②	実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT 72点以上、TOEIC L&R スコア(1倍)・TOEIC S&W スコア(2.5倍)の合算1560以上のいずれかを取得している者		12 ※5			12 ※5	
③	実用英語技能検定1級、TOEFL iBT 95点以上、TOEIC L&R スコア(1倍)とTOEIC S&W スコア(2.5倍)の合算1845以上のいずれかを取得している者			12 ※5			12 ※5
④	出願時に、受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」の普通免許状を有する者（「情報」受験者を除く。）			6			6
⑤	出願時に、中学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭の普通免許状のうち1つ以上を有する者又は取得見込みの者	6					
⑥	出願時に、受験する教科以外の教科における中学校教諭※6、小学校教諭、特別支援学校教諭の普通免許状のうち1つ以上を有する者又は取得見込みの者		6				

⑦	出願時に、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者				6		
⑧	司書教諭の資格を有する者（取得する見込みは不可）	6	6	6	6	6	6

※5 いずれも「英語」を志願する者に限ります。

※6 中学校教諭普通免許状における、受験する教科以外の教科については、募集する教科に限ります。

イ 必要書類

加点要件	必要書類
①～③	資格を証明する書類の写し（資格を取得した期日を問わない。）
④～⑦	有効な免許状の写し又は教員免許状取得見込証明書の原本
⑧	司書教諭講習修了証書の写し

ウ その他

該当免許状の取得ができないことが分かった時点で、速やかに報告してください。

また、加点申請をした者が、免許状を複数取得することができなければ、名簿登載された後でも名簿から削除される場合があります。

6 第一次選考試験の会場、日程、内容等

（１）筆答試験・特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳ面接

ア 期 日 令和7年7月12日（土）

《 第一次選考試験 受験選考区分及び校種等・教科別の選考試験実施日 》

【一般選考】 【特別選考Ⅱ】 【大学推薦特別選考】 【大学3年生等特別選考】 区分				
校種等・教科			7月12日(土) 筆答試験	7月13日(日) 実技試験
小学校教諭			○	—
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語		○	—
	音楽、美術、技術		○	○
高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産		○	—
	音楽、美術		○	○
特別支援 学校教諭	小学部		○	—
	中学部	国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語	○	—
		音楽、美術、技術	○	○
	高等部	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語、家庭、情報、農業、工業、商業	○	—
		音楽、美術	○	○
養護教諭			○	—

【特別選考Ⅲ】 【特別選考Ⅳ】 区分		
校種等・教科	7月12日(土) 面接	7月13日(日) 実技試験
高等学校教諭 特別支援学校教諭 高等部(特別選考Ⅳ「情報」のみ)	○	—

イ 試験会場等

各試験会場には、受験者の駐車場はありませんので、自家用車での来場は認めません。また、車での送迎やタクシーを利用する場合も、会場周辺での乗降は避けてください。

受験者数により試験会場が変更になる場合は、別途、受験者に通知します。

校種等・教科		試験会場	交通手段
小学校教諭		福島市立北信中学校 (福島市鎌田字御仮家 20 電話 024-553-5049)	東福島駅(福島駅より東北本線で6分)下車、徒歩5分
中学校教諭	国語、数学、理科	福島大学附属小学校 (福島市新浜町 4-6 電話 024-534-6441)	福島駅東口よりバス 10 分と徒歩 1 分、徒歩では 20 分
	社会、英語、音楽、技術	福島市立福島第四中学校 (福島市南平 5-8 電話 024-535-4240)	福島駅東口よりバス 10 分と徒歩 5 分、徒歩では 20 分
	美術、保健体育、家庭	福島大学附属中学校 (福島市浜田町 12-26 電話 024-534-6442)	福島駅東口よりバス 10 分と徒歩 2 分、徒歩では 25 分
高等学校教諭		福島県立橋高等学校 (福島市宮下町 7-41 電話 024-535-3395)	福島駅東口よりバス 10 分と徒歩 2 分、徒歩では 20 分
特別支援学校教諭		福島県立福島高等学校 (福島市森合町 5-72 電話 024-535-2391)	福島駅東口よりバス 5 分と徒歩 1 分、徒歩では 15 分
養護教諭		福島市立福島第一中学校 (福島市南町 480 電話 024-546-3504)	福島駅東口よりバス 5 分と徒歩 3 分、徒歩では 20 分

ウ 日 程

受付	9:00 ～ 9:20 (各試験会場、各教室で行います。) * 教科「情報」の志願者(併願者及び特別選考Ⅳ志願者を除く。)は、11:00～11:20
諸連絡・諸注意	9:20 ～ 10:00 * 教科「情報」の志願者(併願者及び特別選考Ⅳ志願者を除く。)は、11:20～12:00
筆答試験 特別選考Ⅲ面接 特別選考Ⅳ面接	10:20 ～ 15:10 * 特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳは、面接終了後、順次解散とします。

エ 内 容

(ア)試験内容・時間

学習指導要領からの出題は、次の学習指導要領からとします。(学習指導要領解説を含む。)

- ・ 小学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)
- ・ 中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月告示)
- ・ 高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月告示)
- ・ 特別支援学校学習指導要領(平成 29 年 4 月告示・平成 31 年 2 月告示)

区分	校種等・教科		試験内容・時間	
一般選考・大学3年生等特別選考	小学校教諭		教科試験(100分) (国語・算数 各20分 英語(リスニングを含む)10分 他の教科50分)	教職教養試験(30分) 小学校・中学校 共通問題
	中学校教諭	国語、社会、数学、理科、 保健体育、家庭、英語	教科試験(100分)	
		音楽、美術、技術	教科試験(60分)	
	高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、保健体育、英語、家庭、 情報、農業、工業、 商業、水産	教科試験(100分)	教職教養試験(30分) 高等学校 共通問題
		音楽、美術	教科試験(60分)	
	特別支援学校教諭	小学部	教科試験 * 小学校教諭と同じ。	教職教養試験(30分) 特別支援学校 共通問題
		中学部(全教科)	教科試験 * 中学校教諭と同じ。	
		高等部(全教科)	教科試験 * 高等学校教諭と同じ。	
	養護教諭		養護に関する専門科目試験(60分)	教職教養試験(30分) 養護教諭共通問題
特別選考Ⅱ・大学推薦特別選考	小学校教諭		教科試験(100分) (国語・算数 各20分 英語(リスニングを含む)10分 他の教科50分)	
	中学校教諭	国語、社会、数学、理科、 保健体育、家庭、英語	教科試験(100分)	
		音楽、美術、技術	教科試験(60分)	
	高等学校教諭	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、保健体育、英語、家庭、 情報、農業、工業、 商業、水産	教科試験(100分)	
		音楽、美術	教科試験(60分)	
	特別支援学校教諭	小学部	教科試験 * 小学校教諭と同じ。	
		中学部(全教科)	教科試験 * 中学校教諭と同じ。	
		高等部(全教科)	教科試験 * 高等学校教諭と同じ。	
	養護教諭		養護に関する専門科目試験(60分)	
特別選考Ⅲ・Ⅳ	高等学校教諭 特別支援学校教諭高等部(特別選考Ⅳ「情報」のみ)		個人面接(15分)	

※ すべての「教科試験」には「教科に関する教職教養問題」を含みます。

※ 中学校出願者による小学校併願者(一般選考、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考)は、中学校の試験後に小学校の教科試験(国語・算数 各20分)を行います。

※ 教科「情報」併願者は、第一志望における筆答試験終了後に教科「情報」の教科試験(100分)を行います。

(イ) 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部受験者の教科試験・試験科目等

高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部受験者のうち、「地理歴史」「公民」「理科」「農業」「工業」「商業」「水産」の教科試験における試験内容は、下表のとおりとする。

教科	共通問題	選択問題（1科目等又は1分野を選ぶ。）
地理歴史	地理歴史科の基礎的内容	「世界史」、「日本史」、「地理」
公民	公民科の基礎的内容	「倫理」、「政治・経済」
理科	理科の基礎的内容	「物理」、「化学」、「生物」、「地学」
農業	農業科の基礎的内容	「作物・園芸」、「農業土木」、「食品科学」、「畜産」
工業	工業科の基礎的内容	「機械」、「電気・電子」、「建築・土木」、「工業化学」
商業	商業科の基礎的内容	「マーケティング・マネジメント分野」、「会計分野」、「ビジネス情報分野」
水産	水産科の基礎的内容	「海洋」

※ 「商業」は、選択分野を志願書に記入して申し出ることとします。その他の教科は志願する科目等を選択問題とします。（出願後の変更は認めません。）

オ 当日の携行品

- ① 受験票
- ② 上履き
- ③ 下足を入れる袋等
- ④ 健康保険証(マイナ保険証を含む。)
- ⑤ 筆記用具(小学校教諭受験者は、鉛筆を含む。)
- ⑥ 第一次選考試験結果通知のための返信用封筒(角形2号の封筒(糊付きのもの)に180円切手を貼付したもの。表面に志願者の郵便番号、住所、氏名を記入するとともに、封筒表面左下部に校種等・教科科目等・受験番号を記入して提出してください。)
- ⑦ 算数、数学の教科試験では、分度器、コンパスの使用を不可とします。
- ⑧ 農業、工業、商業受験者は、教科試験で次に示す用具の使用が可能ですので準備してください。
・農業(農業土木のみ)…電卓(関数メモリーのあるもの。ただし、ポケットコンピュータは使用不可。)
・工業…電卓(関数メモリーのあるもの。ただし、ポケットコンピュータは使用不可。)、定規
・商業…そろばん又は電卓、定規
- ⑨ 昼食については、中学校出願者による小学校併願者(一般選考、特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考)及び教科「情報」志願者(併願者を含む。のみ)持参してください。

※ 校地内では、携帯電話等の通信機器(ウェアラブル端末、タブレット等を含む。の電源を切り、バッグに入れておいてください。休憩時間の使用も禁止です。

(2) 実技試験

ア 期 日 令和7年7月13日(日)

イ 試験会場等

受験者の駐車場はありませんので、自家用車での来場は認めません。また、車での送迎やタクシーを利用する場合も、会場周辺での乗降は避けてください。

	教科等	試験会場	交通手段
中学校教諭	音楽 美術	福島大学附属小学校 (福島市新浜町4-6 電話024-534-6441)	福島駅東口よりバス10分と徒歩1分、徒歩では20分
	技術	福島県教育センター (福島市瀬上町字五月田16 電話024-553-3141)	福島学院前駅(福島駅より阿武隈急行で8分)下車、徒歩5分
高等学校教諭	音楽 美術	福島県教育センター (福島市瀬上町字五月田16 電話024-553-3141)	福島学院前駅(福島駅より阿武隈急行で8分)下車、徒歩5分

特別支援学校教諭	中学部	音楽 美術	福島大学附属小学校 (福島市新浜町4-6 電話024-534-6441)	福島駅東口よりバス10分と徒歩1分、徒歩では20分
		技術	福島県教育センター (福島市瀬上町字五月田16 電話024-553-3141)	福島学院前駅(福島駅より阿武隈急行で8分)下車、徒歩5分
	高等部	音楽 美術	福島県教育センター (福島市瀬上町字五月田16 電話024-553-3141)	福島学院前駅(福島駅より阿武隈急行で8分)下車、徒歩5分

ウ 日 程

(ア) 受 付 9:30～ 9:50 (各実技試験会場において行います。)

(イ) 実技試験 10:00～13:00 (オリエンテーションを含む。)

※ 受験者数により終了時刻が前後することがあります。

エ 当日の携行品

- ① 受験票
- ② 上履き
- ③ 下足を入れる袋等
- ④ 健康保険証(マイナ保険証を含む。)
- ⑤ その他、次の「オ 実技試験内容・留意事項等」に示すもの

※ 校地内では、携帯電話等の通信機器(ウェアラブル端末、タブレット等を含む。)の電源を切り、バッグに入れておいてください。休憩時間の使用も禁止です。

※ 試験当日は昼食時間を設けません。また昼食会場はありませんのでご注意ください。

オ 実技試験内容・留意事項等

校種	教科	内容・留意事項等
中学校教諭 特別支援学校教諭 中学部	音楽	(ア) 演 奏 ① 初見視唱と初見視奏 ※ 初見視奏はピアノで行い、一部即興を含む。 ② 器楽(ピアノ) インヴェンション 第4番 BWV775 ニ短調 作曲 J.S. バッハ ③ 声楽 浜辺の歌 作詞 林 古溪 作曲 成田為三 ※ 前奏を含め自分でピアノを伴奏しながら歌うこと。 調性は原調でなくともよい。 楽譜は各自持参すること。
高等学校教諭 特別支援学校教諭 高等部	音楽	(ア) 聴 音 ① 旋律 ② 和声(4声) (イ) 演 奏 ① 初見視唱と初見視奏 ※ 初見視奏はピアノで行う。 ② 器楽(ピアノ) インヴェンション 第13番 BWV784 イ短調 作曲 J.S. バッハ ③ 声楽 Caro mio ben 作曲 G. ジョルダニー ※ 自分でピアノ伴奏しながら歌うこと。 原語による歌唱とし、調性は原調でなくともよい。 当日前奏の一部省略を指示することがある。 楽譜は各自持参すること。
中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 中学部・高等部	美術	絵画や立体造形の作品表現を通して、描写力や構成力、発想力等をみる問題 ※ テーマやモチーフについては、当日発表します。 ※ 中学校教諭及び特別支援学校教諭中学部受験者は、透明水彩用具一式、不透明水彩用具一式、鉛筆デッサン用具一式、画用紙止めクリップを準備してください。 ※ 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部受験者は、鉛筆デッサン用具一式を準備してください。

中学校教諭 特別支援学校教諭 中学部	技術	ものづくり実技試験 ※ 作業のできる服装を準備してください。
--------------------------	----	-----------------------------------

7 第二次選考試験の会場、日程、内容等

(1) 小学校教諭、中学校教諭及び養護教諭受験者

- ア 期 日 令和7年9月6日(土) 小学校教諭受験者及び中学校出願者による小学校併願者
令和7年9月7日(日) 中学校教諭受験者及び養護教諭受験者
- イ 試験会場 福島市立渡利小学校、福島市立杉妻小学校、福島大学附属小学校
※ いずれかの会場を指定します。
- ウ 内 容 模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接
- エ その他 日程等の詳細は第二次選考試験受験対象者に対し、結果通知と併せて連絡します。

(2) 高等学校教諭受験者

- ア 期 日 令和7年9月6日(土)、7日(日)
- イ 試験会場 福島県立福島工業高等学校
- ウ 内 容 模擬授業、個人面接
- エ その他 日程等の詳細は第二次選考試験受験対象者に対し、結果通知と併せて連絡します。

(3) 特別支援学校教諭受験者

- ア 期 日 令和7年9月6日(土)、7日(日)
- イ 試験会場 福島県立福島明成高等学校
- ウ 内 容 模擬授業、個人面接
- エ その他 日程等の詳細は第二次選考試験受験対象者に対し、結果通知と併せて連絡します。

8 配点、評定及び評価方法

(1) 配点及び評定

ア 第一次選考試験

[一般選考、大学3年生等特別選考]

校種等・教科		筆答試験		実技試験	書類審査
		教科試験 (教科に関する教職教養問題を含む)	教職教養 試験		
小学校教諭 特別支援学校教諭 小学部		110 (国語・算数・英語(リスニングを含む)各20、音楽・体育各5、社会・理科・図画工作・家庭各10)	30	—	点数化や評定は行わない
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語	120	30	—	
特別支援学校 教諭 中学部	音楽、美術	50	30	70	
	技術	70	30	50	
高等学校教諭 特別支援学校 教諭 高等部	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産	120	30	—	
	音楽、美術	50	30	70	
養護教諭		120 (養護専門)	30	—	

※ 中学校出願者による小学校併願者(一般選考)の小学校教科試験は、国語20点、算数20点 計40点

[特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考]

校種等・教科		筆答試験	実技試験	書類審査
		教科試験 (教科に関する教職教養問題を含む)		
小学校教諭 特別支援学校教諭 小学部		110 (国語・算数・英語(リスニングを含む)各20、音楽・体育各5、社会・理科・図画工作・家庭各10)	—	点数化や 評定は 行わない
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、保健体育、家庭、英語	120	—	
特別支援学校 教諭 中学部	音楽、美術	50	70	
	技術	70	50	
高等学校教諭 特別支援学校 教諭 高等部	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、英語、家庭、情報、農業、工業、商業、水産	120	—	
	音楽、美術	50	70	
養護教諭		120 (養護専門)	—	

※ 中学校出願者による小学校併願者(特別選考Ⅱ、大学推薦特別選考)の小学校教科試験は、国語 20 点、算数 20 点 計 40 点

[特別選考Ⅲ・特別選考Ⅳ]

校種等・教科	筆答試験	実技試験	個人面接	書類審査
高等学校教諭 特別支援学校教諭高等部(特別選考Ⅳ「情報」のみ)	なし	なし	A～E の 5 段階	点数化や評定 は行わない

イ 第二次選考試験

模擬授業(※)	個人面接	書類審査	身体検査
A～E の 5 段階	A～E の 5 段階	点数化や評定は行わない	適否

※ 養護教諭受験者は場面指導

(2) 評価方法

ア 第一次選考試験

	種別	評価方法
一般選考 特別選考Ⅱ 大学推薦特別選考 大学3年生等特別選考	筆答試験	各教科等の素点の合計をそのまま用います。 * ただし、小学校教科試験の国語、算数は一定レベル以上であること。
	実技試験	種目ごとに設定した評価基準に基づいて評定し、定められた点数に換算します。
	書類審査	総合的な選考の資料として用います。
特別選考Ⅲ・Ⅳ	個人面接	設定した評価基準に基づき、2名の面接者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】 指導力、人間的な魅力、教育に対する情熱や意欲 等

イ 第二次選考試験

種別	評価方法
模擬授業 (養護教諭は場面指導)	設定した評価基準に基づき複数の評価者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】教材に対する理解力、実践的な指導力、表現力 等
個人面接	設定した評価基準に基づき複数の面接者がA～Eの5段階で評定します。 【評価の観点】指導力や専門性、教育に対する情熱や使命感、倫理観 等
書類審査	総合的な選考の資料として用います。
身体検査	総合的な選考の資料として用います。

9 出願手続き

出願は福島県「行政手続オンライン申請サービス」を利用した電子申請で行います。電子申請を行うにあたっては、福島県教育委員会のウェブページに掲載される別紙「電子申請マニュアル」をよく読んでください。

また、電子申請ができない場合は、各自で必要な書類を福島県教育委員会のウェブページから印刷し、必要事項を記入して期日までに郵送してください。

(1) 出願書類

志願者は、次のうち必要な書類をすべて取りそろえて、所定用紙の番号順に重ねて提出してください。なお、電子申請のみでは出願とみなしません。（書類郵送が必要です。）

出願書類	所定用紙	留意事項
志願書	電子申請後 印刷 所定用紙①	福島県「行政手続オンライン申請サービス（『ふくしまポータル』）」の入力フォームに入力してください。 【主な入力項目・内容】 ・ 志願する選考区分、校種等、教科(科目等) ・ 氏名、生年月日、年齢、連絡先 ・ 教科試験における加点申請の有無 ・ 第一次選考試験免除、併願出願等の希望の有無 ・ 障がいによる合理的配慮の申請の有無 ・ 学歴、所有免許状 ・ 在学中の部活動等 ・ 特技・趣味、取得資格（司書教諭資格の有無を含む）等 ・ 青年海外協力隊・NPO等でのボランティア経験 ・ 他県等との併願状況 ・ 志願理由（自己アピール） ・ 令和7年度中の臨時的任用職員としての採用希望 等 電子申請後に届く案内メールに添付された「志願書」のPDFファイルを印刷し、内容を確認の上、志願書の所定欄に押印してください。 顔写真は縦40mm×横30mmとし、上半身、無帽で令和7年4月1日以降に撮影したもの。裏に校種等・教科(科目等)・氏名を記入した上で、志願書の所定欄にはがれないようにしっかり糊付けしてください。
職歴	電子申請後 印刷 所定用紙②	電子申請後に届く案内メールに添付された「職歴（1枚または2枚）」のPDFファイルを印刷し、内容を確認の上、志願書の所定欄に押印してください。 なお、職歴のない場合でも提出が必要です。
障がいのある志願者への合理的配慮の提供に関する申請書	所定用紙③	合理的配慮の提供を希望する志願者のみ提出してください。

「身体障害者手帳」等の写し		合理的配慮の提供を希望する志願者のみ、本人であることと等級が分かるページの写しを提出してください。
受験票	所定用紙④ (6月中旬に通知)	後記「(2) 受験票について」を参照してください。
教員免許状の写し等	所定用紙⑤ (取得見込みの場合)	・ 所有する教員免許状の写し(A4判用紙を使用し、表、裏をそれぞれコピーする。裏面に記載事項がない場合は表のみ。教員免許状がA4判以外の場合は、A4判に拡大又は縮小する。)又は授与した都道府県教育委員会が発行した免許状授与証明書を提出してください。 特に、小学校教諭、中学校教諭志願者で、複数免許状取得での加点を希望する場合は、該当する教員免許状の写し等を忘れずに添付してください。また、特別支援学校教諭小学部志願者で、加点を希望する場合も該当する教員免許状の写し等を忘れずに添付してください。 ・ 結婚等で免許状の姓が現在の姓と異なる場合は戸籍抄本(志願者本人分の原本)も提出してください。 ・ 現在、出願に必要な校種等、教科の免許状取得中の者は、教育職員免許状取得見込証明書(所定用紙⑤を使用するか、大学所定の証明書)を提出してください。また、大学3年生等特別選考に出願する者は、教育職員免許状取得見込証明書の代わりに在学証明書を提出してください。 なお、通信制大学及び科目等履修生において免許取得中で、見込証明書が発行されない場合は、在籍証明書又は在学証明書を提出してください。(出願後の入学予定は、免許取得中とは認められません。) ※ 各大学等において、免許取得に必要な単位数を必ず確認してください。
職歴証明書 (特別選考Ⅰ用)	所定用紙⑥-a	特別選考Ⅰの志願者のみ提出してください。 所定用紙⑥-aで任命権者(教育委員会等)から勤務証明を受けてください。(勤務先の校長ではありませんので注意してください。)
職歴証明書 (特別選考Ⅳ用)	所定用紙⑥-b	特別選考Ⅳの志願者のみ提出してください。 所定用紙⑥-bで任命権者(事業主、教育委員会等)から勤務証明を受けてください。 教員としての職歴を証明する場合、勤務先の校長ではありませんので注意してください。 複数の職場での職歴の証明が必要な場合、所定用紙⑥-bは任命権者ごとに異なる用紙で勤務証明を受けてください。 なお、福島県の公立学校における臨時的任用職員(常勤講師等)の期間については、所定用紙⑦-bを提出してください。
受験資格申告書 (特別選考Ⅱ用)	所定用紙⑦-a	特別選考Ⅱの志願者のみ提出してください。 該当期間における辞令の写しについては、出願時に提出する必要はありません。(詳細については、第二次選考試験受験対象者に連絡します。)
受験資格申告書 (特別選考Ⅳ用)	所定用紙⑦-b	特別選考Ⅳの志願者のうち、福島県の公立学校における臨時的任用職員(常勤講師等)の期間を受験資格とする場合のみ 提出してください。
特別選考Ⅲ 実績報告書	所定用紙⑧	特別選考Ⅲの志願者のみ提出してください。 実績を収めた大会等の参加資格や規模が記載されているもの(大会実施要項等の写し等)及び実績の詳細が証明できる新聞記事、表彰状等の写し(A4判の大きさに拡大又は縮小)を添付してください。
特別選考Ⅳ 実績報告書 (情報志願者用)	所定用紙⑨-a	特別選考Ⅳ(情報)の志願者のみ提出してください。 受験資格に該当する独立行政法人情報処理推進機構が行う試験の合格証書又は合格証明書の写し(A4判の大きさに拡大又は縮小)を添付してください。

特別選考Ⅳ 実績報告書 (農業(食品科学)志願者用)	所定用紙⑨-b	特別選考Ⅳ(農業(食品科学))の志願者のみ提出してください。 受験資格に該当する「食品衛生管理者」の資格取得を証明する書類の 写し(A4判の大きさに拡大又は縮小)を添付してください。
英語検定等証 明書の写し		「5(5)加点制度 ア、イ」を参照し、加点を希望する場合は、加点 要件を満たすことがわかる必要書類を提出してください。
教科「情報」の免 許状の写し		
司書教諭講習修 了書の写し		

◎ 第二次選考試験受験者は、上記の他に、第二次選考試験当日、「教員採用身体検査書」(所定用紙⑩)等の提出が必要となります。詳細については、該当者に連絡します。

※ 提出書類に記載された志願者に関する個人情報、教員採用に関する業務にのみ利用します。

(2) 受験票について

福島県教育委員会のウェブページから「受験票」(所定用紙④)を各自でダウンロードし、印刷してください。

6月中旬に福島県教育委員会のウェブページにて、受験番号を通知します。電子申請での手続き時に提示された受付番号を、通知された受験番号と照合の上、必要事項を志願者自身が「受験票」に記入し、第一次選考試験当日に持参してください。

なお、電子申請ができない場合の「受験票」の取扱いについては、福島県教育委員会のウェブページに掲載される別紙「電子申請ができない場合の対応」を参照してください。

(3) 出願上の注意

ア 電子申請後、書類郵送が必要です。

イ 前記「(1) 出願書類」に示された出願に必要な各書類をきれいに折り、角形2号の封筒に入れ、封筒の表面に朱書きで「教員採用志願書」と書いて、**必ず簡易書留又は一般書留で郵送**してください。なお、持参提出や宅配便等では受理しません。

ウ 出願書類不備のものについては、受け付けないことがあります。

エ 受験資格の要件を欠くことが判明した場合は、受験資格を失います。

オ 出願書類に虚偽の記載等が認められた場合は、合格を取り消します。

カ 第一次選考試験免除の資格を有し、第一次選考試験免除を希望する場合、下記「(4) 出願受付期間及び出願書類送付先」の出願受付期間内に出願してください。

キ 出願書類は志願者が各自提出することを原則としますが、各大学等においてとりまとめ、全員分を一括して提出することも可能です。その際、出願書類に不備がないか確認してください。

ク 出願書類の受付後、提出した書類に不備等がある場合は、登録したメールアドレス宛に連絡しますので確認してください。

(4) 出願受付期間及び出願書類送付先

ア 出願受付期間

(ア) 電子申請(申請後、(イ)により郵送してください。)

令和7年4月23日(水)から5月19日(月)まで

(イ) 書類郵送

令和7年4月23日(水)から5月22日(木)まで

(5月22日の当日消印有効。5月23日以降の消印のものは受理しません。)

イ 送付先

志願校種	送付先
小学校教諭・中学校教諭 養護教諭志願者	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁 義務教育課 教員採用担当
高等学校教諭志願者	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁 高校教育課 教員採用担当
特別支援学校教諭志願者	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 福島県教育庁 特別支援教育課 教員採用担当

10 選考試験結果の通知等

- (1) 第一次選考試験の結果は、8 月末日までに福島県庁前掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、各人宛に通知します。発表日の詳しい日時は、第一次選考試験の際に連絡します。
- (2) 第二次選考試験の結果は、10 月末日までに福島県庁前掲示場に採用候補者名簿登載者の受験番号を掲示するほか、各人宛に通知します。発表日の詳しい日時は、第二次選考試験の際に連絡します。
- (3) 選考試験の結果については、第一次・第二次選考試験とも発表日から 1 ヶ月間、福島県教育委員会のウェブページで合格者及び採用候補者名簿登載者の受験番号を公開します。
また、第一次選考試験では筆答試験及び実技試験の平均得点を公開します。
(アドレス <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>)
- (4) 選考試験結果の得点等開示は、選考結果の可否とともに各人宛に通知します。内容については以下のとおりです。

	開 示 内 容
第一次選考試験	・筆答試験及び実技試験の得点 ・特別選考Ⅲ及び特別選考Ⅳの受験者は個人面接のランク(A～Eの5段階) ・不合格者の中での総合ランク (A～Cの3段階) <不合格者のみ>
第二次選考試験	・身体検査(提出されたもの)の適否 ・模擬授業(養護教諭受験者は場面指導)、個人面接のランク(A～Eの5段階)

11 採用について

- (1) 第二次選考試験の結果、「令和 8 年度福島県公立学校教員採用候補者」を、「採用候補者名簿 A (以下、候補者名簿 A)」と「採用候補者名簿 B (以下、候補者名簿 B)」の 2 種類に分けて登載します。
- (2) 「候補者名簿 A」に登載された者は、原則として、令和 8 年 4 月 1 日付で採用します。
- (3) 「候補者名簿 B」に登載された者のうち、令和 8 年 4 月 1 日付で採用となる者は令和 7 年 11 月末までに候補者名簿 A に繰り上げになる場合があります、その際は個別に採用通知を送付します。
候補者名簿 B に登載された者のうち、令和 7 年 11 月末までに候補者名簿 A に繰り上げとならなかった者は、令和 9 年度採用候補者選考試験(令和 8 年度実施)において募集のある校種等、教科(科目等)で、本年度と同一の校種等、教科(科目等)で志願する場合に限り、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除されます。ただし、この取扱いは候補者名簿 B 登載者に該当した年度の翌年度に限るものであることに注意してください。
また、臨時的任用職員等になることを希望する場合は、「令和 8 年度臨時的任用職員等採用候補者名簿」に登載します。

12 次年度第一次選考試験の免除について

- (1) 第二次選考試験受験者の次年度第一次選考試験免除について
本年度、第一次選考試験に合格(併願の場合は第一志望が合格)した者で、第二次選考試験を有効に受験して名簿登載にならなかった受験者(採用辞退者を除く。)については、令和 9 年度採用候補者選考試験(令和 8 年度実施)において募集のある校種等、教科(科目等)で、本年度と同一の校種等、教科(科目等)を志願する者は、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除されます。

ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、名簿登載にならなかった年度の翌年度に限るものであることに注意してください。

(2) 高等学校教諭、特別支援学校教諭における特別選考Ⅱ受験者の次年度第一次選考試験免除について

特別選考Ⅱ志願者で、出願時に福島県内の公立学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校)及び同県内の国立大学法人附属学校において、特別選考Ⅱの受験資格で定める任期付職員、臨時的任用職員又は特定会計年度任用職員(非常勤講師)としての勤務経験が直近10年度間のうち合計60ヶ月以上ある者は、第一次選考試験を受験し第二次選考試験の受験対象者とならなかった場合でも一定の基準を満たせば、令和9年度選考試験(令和8年度実施)の第一次選考試験を免除します。

ただし、この取扱いは、令和9年度選考試験において、本年度と同一の校種等、教科(科目等)を志願する場合に限ります。

なお、免除対象者となった者には、別途通知します。

(3) 大学3年生等特別選考「選考通過者」

選考の結果、一定の基準を満たした者は、「選考通過者」として他の選考区分の第一次選考試験合格発表日と同日に発表します。

「選考通過者」は、令和9年度福島県教員採用候補者選考試験において、第一次選考試験が免除されます。ただし、免除されるのは、令和8年度福島県教員採用候補者選考試験において志願した同一の校種等、教科(科目等)を志願する場合に限ります。

なお、免除を受ける際は、令和9年度福島県教員採用候補者選考試験に、今年度と同様の校種等、教科(科目等)で出願する必要があります。

◎ 令和9年度採用候補者選考試験(令和8年度実施)において第一次選考試験の免除を受けようとする者は、本年度の受験番号が確認できる書類(受験票、第二次選考試験結果通知等)を保管しておいてください。

13 大学院前期(修士)課程進学予定者・大学院前期(修士)課程1年生の採用候補者名簿への登載猶予について

本年度、第二次選考試験に合格した者で、国内の大学院・教職大学院前期課程に進学する予定者又は在籍中の者は、所定の手続きを行うことにより最大2年間、採用候補者名簿登載を猶予します。

なお、猶予については、猶予期間が終了したのちは、福島県公立学校新規採用教員になること、及び申し出の猶予期間内で合格した校種等及び教科(科目等)の専修免許状を取得することを条件とします。

名簿登載猶予を希望する者は、別紙<名簿登載猶予申請の手続き>を参考に、出願時に「名簿登載猶予願い」(所定用紙⑪)を提出してください。提出がない場合は、大学院に合格した場合でも名簿登載猶予を受けることはできません。

14 問題の閲覧

下記の場所で、本県公立学校教員採用候補者選考試験第一次選考試験筆答試験問題(教科試験、教職教養試験)及び解答例(教科試験、教職教養試験)を閲覧することができます。

また、本年度実施の本県公立学校教員採用候補者選考試験については、第一次選考試験筆答試験問題(教科試験、教職教養試験)及び解答例(教科試験、教職教養試験)を令和7年9月3日(水)より閲覧することができます。

閲覧場所	所在地	電話番号
福島県県政情報センター	福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎1階	024-521-7052
県中県政情報コーナー	郡山市麓山一丁目1-1 県中地方振興局内	024-935-1214
県南県政情報コーナー	白河市昭和町269 県南地方振興局内	0248-23-1503
会津県政情報コーナー	会津若松市追手町7-5 会津地方振興局内	0242-29-5214
南会津県政情報コーナー	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1 南会津地方振興局内	0241-62-5204
相双県政情報コーナー	南相馬市原町区錦町1-30 相双地方振興局内	0244-26-1115
いわき県政情報コーナー	いわき市平字梅本15 いわき地方振興局内	0246-24-6005
福島県立図書館	福島市森合字西養山1	024-535-3218

15 勤務条件等

(1) 給与(令和7年4月1日現在 新卒の場合)

	大学院(博士課程)	大学院(修士課程)	4年制大学	短期大学
小・中学校教諭	322,772 円	287,856 円	269,672 円	251,172 円
県立学校教諭	322,564 円	287,544 円	269,360 円	246,496 円

※ 上記の金額は、給料月額、教職調整額、義務教育等教員特別手当の合計です。

※ 6月、12月に期末手当、勤勉手当が支給されます。また、一定の要件を満たす場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(2) 勤務時間

週 38 時間 45 分

(3) 休暇

年次有給休暇は1年につき20日です。他に、病気休暇や特別休暇(産前産後休暇、夏季休暇、子育て・家族看護休暇、結婚休暇等)、介護休暇等があります。

(4) 福利厚生

結婚するとき、子どもが生まれるとき、病気やケガをしたとき、災害にあったときなどに、所定の給付を受けることができます。また、人間ドック等の事業も充実していますので、安心して教員生活を送ることができます。

16 問い合わせ先

問い合わせ内容	担当窓口(担当課)	連絡先(電話番号)
小・中学校教諭、養護教諭に関すること	義務教育課 教員採用担当	024-521-7761
高等学校教諭に関すること	高校教育課 教員採用担当	024-521-7770
特別支援学校教諭に関すること	特別支援教育課 教員採用担	024-521-7765
福島県教育庁 〒960-8688 福島市杉妻町2-16 ※ 問い合わせは平日の午前8時30分～午後5時15分をお願いします。 (土曜日・日曜日・祝日は閉庁です。)		